

## 福祉関係事業

これまで行っている障害者や高齢者などの福祉関係事業については、継続して実施していくことにしています。

ただし、これまで高齢者の福祉サービスで行ってきた事業の中に、介護保険制度の改正により18年度から介護保険の中で行っていくものがあります。

また、(18年4月から障害者自立支援法が施行され) 障害者福祉サービスの内容が変わります。

現行のとおり新市に引き継ぐものは「保育所(園)の給食・通園バスの運行」などです。

18年度から統一するものは、長寿祝事業、生きがい対応型デイサービス事業(18年度からは介護保険の中で、介護予防事業で実施)、一時保育・延長保育事業、保育料(ただしへき地保育所は現行のとおり引き継ぎ)となっています。

現行のとおり引き継ぎ新市で調整するものは「放課後児童対策事業(児童クラブ事業)」などとなっています。

保育料に関しては、下のとおりに表にまとめましたので、参考にしてください。

階層はAからD8までの12階層です。3歳未満と3歳以上に分け、基本的に両市町の現行の低い方の額に設定しています。減免は、両市町の現行とほぼ同じ内容になっています。

## 保 育 料

(単位：円/月)

階層	定 義	3歳未満児			3歳以上児			
		新 市	能代市	ニツ井町	新 市	能代市		ニツ井町
						3 歳	4歳以上	
A	生活保護法による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	0
B	住民税非課税世帯	8,000	8,100	8,000	5,400	5,400	5,400	6,000
C 1	住民税課税均等割のみの世帯	16,600	16,600	17,000	14,000	14,000	14,000	14,000
C 2	住民税課税所得割がある世帯	17,500	17,500	19,500	14,800	14,800	14,800	16,500
D 1	所得税 14,000円未満	22,900	22,900	24,750	20,600	20,600	20,600	21,750
D 2	所得税 14,000円以上 39,000円未満	24,300	24,300		21,800	21,800	21,800	
D 3	所得税 39,000円以上 64,000円未満	27,000	27,000	30,000	24,300	24,300	24,300	27,000
D 4	所得税 64,000円以上112,000円未満	28,300	28,300		26,400	26,400	26,400	
D 5	所得税112,000円以上160,000円未満	30,000	33,300	30,000	27,000	31,100	28,000	27,000
D 6	所得税160,000円以上208,000円未満	36,600	41,100	30,000	27,000	32,700	28,000	27,000
D 7	所得税208,000円以上408,000円未満	39,600	45,700	30,000	27,000	32,700	28,000	27,000
D 8	所得税408,000円以上	48,000	60,000	30,000	27,000	32,700	28,000	27,000

